

鳴門市物品業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止業者等一覧表

令和4年3月7日現在

業者名	代表者名	所在地	期間	措置理由	該当条項
東洋紙業株式会社	小川 淳	大阪市	令和4年3月7日から 令和4年9月6日まで	日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等の参加業者である同社が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	鳴門市物品業者等指名停止措置要綱第2条、 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱 別表第10号に該当
トッパン・フォームズ株式会社	坂田甲一	東京都	令和4年3月7日から 令和4年9月6日まで	日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等の参加業者である同社が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	鳴門市物品業者等指名停止措置要綱第2条、 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱 別表第10号に該当
小林クリエイティブ株式会社	小林友也	愛知県	令和4年3月7日から 令和4年9月6日まで	日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等の参加業者である同社が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	鳴門市物品業者等指名停止措置要綱第2条、 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱 別表第10号に該当